

「かながわこどもまんなかアクション」募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、社会全体で子どもや子育てを支えるためのやさしい社会づくり（こどもまんなか社会）を進めていくため、事業者自らが県内で取り組む「こどもまんなかアクション」を募集し、その取組事例を県内の企業や県民等にわかりやすく周知するものです。

2 定義（出典：こども家庭庁）

(1) こどもまんなか

すべての子どもや若者たちが幸せに暮らせるように、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

(2) こどもまんなかアクション

子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組のこと。

3 応募要件

次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 県内で「こどもまんなかアクション」に取り組んでいること
- (2) 神奈川県税の未納がないこと
- (3) 神奈川県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団員等又は第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- (4) こどもまんなかの趣旨に賛同し、事業者の SNS 等で「#（ハッシュタグ）こどもまんなかやってみた」を発信すること
- (5) 県内で継続して「こどもまんなかアクション」を実施できること

4 募集するこどもまんなかアクションについて

次の6つの分野でこどもまんなかアクションの事例を募集します。

【分野】

①居場所づくり・こども食堂、②共生社会（インクルーシブ社会）、③こども・子育て応援、④こども・若者主体のアクション、⑤体験型等こどもの育ち応援、⑥共働き・共育て

※ 応募に際しては、以下の URL から、県のホームページまたはこども家庭庁のホームページの「こどもまんなかアクション」を参考にしてください。

神奈川県：<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1386/kodomo-mannaka/index.html>

こども家庭庁：<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/case/>

5 応募事業者におけるメリット等

- (1) 応募いただいた「こどもまんなかアクション」は、「かながわこどもまんなか

- かアクション」として事例集を作成し、県ホームページにおいて発信します。
- (2) 県は、応募いただいた取組事例の中から、優れた取組について積極的にPRを行う予定です。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和8年5月14日(木)～7月21日(火) (必着)

(2) 提出書類、部数及び提出方法

	提出書類	部数	提出方法
①	かながわ子どもまんなかアクション 応募用紙	1部	電子申請(郵送可)
②	誓約書	1部	
③	企業・団体ロゴマーク	1部	電子申請(利用ができない 場合は電子メールで提出)
④	取組のわかる写真(3枚程度)	1部	
⑤	補足資料(必要に応じて)	1部	

※ ④については、解像度等に留意の上、鮮明なものとしてください。
また、事例集に掲載して差し支えない写真を選定してください。

(3) 提出先

ア 電子申請の場合

以下のURLまたは二次元コードから「電子申請システム」のページへ直接アクセス可能です。

URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=124462

二次元コード:



(電子申請に添付できるデータ容量は合計20メガバイトが上限となりますのでご注意ください。)

イ 郵送等の場合

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課 企画グループ

(4) 留意事項

ア ①応募用紙及び②誓約書については、電子申請システムまたは県のホームページからダウンロードが可能です。

(県のホームページ:

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/kodomomannaka.html>)

イ 応募用紙の記載に当たっては既存の資料を活用するなど、取組事例について自由にPRをしてください。また、文字数を指定している記入欄を除き、入力する文字数に応じて記入欄を変更し、その結果、ページ数が増えても構いません。

ウ 応募書類は返却しませんので、予め控えを作成して保管してくださるよう

お願いします。

エ 応募書類は、当該事業における「かながわこどもまんなかアクション事例集」の作成及びPR以外の目的には使用しませんが、編集に当たり外部の事業者へ共有する場合があります。

7 応募いただいた「こどもまんなかアクション」について

(1) 応募内容は事務局による形式的な確認を行った上で、「こどもまんなかアクション好事例広報委員会」を経て、令和8年11月頃に県ホームページ上で事例集として掲載します。

(2) 留意事項

ア 応募書類の内容について、必要に応じて、電話や現地調査などによるヒアリングの実施や、補足資料の提出などを依頼する場合があります。

イ 応募内容に個人情報（写真等を含む。）が含まれる場合には、応募者が本人の承諾を得た上で応募してください。また、提出に当たり、写真のぼかし加工など行っていただいても構いません。

ウ 応募いただいた取組について、県が実施する事業への協力を依頼する場合があります。

エ 次のいずれかに該当する場合には、審議対象から除外することがあります。

(ア) 提出書類に不備がある場合

(イ) この要項に定める応募資格及び応募要件を満たさない場合

(ウ) この事業の趣旨に明らかに合わない取組と認められた場合

(エ) 明らかに自社の営業（営利）目的となっていると認められた場合

(オ) 過去に提出された内容と同内容の場合

オ ご応募いただいた皆様は、県のこども・子育て支援に取り組んでいただいている事業者・団体として、こども・子育て支援の更なる充実を目指した県民運動を展開する推進母体である「かながわこどものみらい応援団」の構成員（応援サポーター）にも位置付けさせていただきますのでご了承ください。

（かながわこどものみらい応援団ホームページ：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6582/index.html>）

8 その他

応募いただいた「こどもまんなかアクション」は、原則として県が作成する事例集への掲載並びに県ホームページでの公表を行うものとしますが、公表後、次のいずれかに該当した場合、掲載を取りやめることがあります。

(1) 応募者が、この要項に定める応募要件を満たさないことが判明した場合

(2) 応募用紙に記載された内容が事実と異なっている場合

(3) 応募者が、破産その他の理由により事業の継続が困難となった場合